

10. 内部質保証

中期目標

- 【目標1】大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たす。
 【目標2】内部質保証に関するシステムを整備する。
 【目標3】内部質保証システムを適切に機能させる。

(1) 大学評価委員会

中期計画【計画1】(目標1に対応する計画)		達成度評価指標【指標1】	
[1-1] 定期的(年度単位)な自己点検・評価活動に基づき、自己点検・評価に関する年次報告書をホームページに公開する。		① 刊行、掲載の有無	
2015年度	年次計画内容	計画実施状況	指標に基づく中期目標の達成状況
	[1-1] 集約した昨年度の事業実績報告や新年度の事業計画に基づき、自己点検・評価に関する年次報告書を作成しホームページに公開する。また、法に定められた項目について情報公開を行う。	2014年度分の「自己点検・評価年次報告書」を作成し、ホームページでも公開をした。情報公開についても8月までに更新を終え、滞りなく公開をしている。2015年度の事業計画が新様式となり内容を刷新した。 今年度の年次報告書は、従来の様式と混在した形で作成し、新様式での実質的な年次報告書の刊行は2016年度からとなる。指標データの掲載などは工夫が必要である。	当該年度分の報告書作成、ホームページ掲載を行い、社会に対する説明責任を果たしている。
2016年度	年次計画内容		
	[1-1] 新様式に基づいた年次報告書を作成し、あわせてホームページでも公開を行う。また、法に定められた情報公開について、点検・見直しを行う。		

中期計画【計画2】(目標2に対応する計画)		達成度評価指標【指標2】	
[2-1] 「札幌学院大学大学評価に関する規程」に基づき実施する「自己評価」において、以下を実施する。 ①「事業実績報告」において、計画実施により中期目標の達成状況を評価する指標を導入するとともに、それに基づく「改善・発展の方策」を翌年度の「事業計画」に反映する。 ②中期目標の達成状況を組織的に検証する仕組みを構築する。		①「事業実績報告書」と「事業計画」書式の変更結果 ②新書式に基づく各部署、大学評価委員会・全学運営会議・大学協議会における審議実績	
2015年度	年次計画内容	計画実施状況	指標に基づく中期目標の達成状況
	[2-1] 中期目標・中期計画及び中期目標の達成度を評価する指標の作成と、それに基づく当該年度の事業計画立案及び事業計画の実施によって、指標を用いながら中期目標の達成度を評価し、次年度にさらなる改善を講じる仕組みを導入する。また、これを大学全体で集約して可視化を図ることで、組織的に検証することが可能となるか評価する。	新たな「中期目標・中期計画」及び「達成度評価指標」など、新手法を導入したことから、例年よりも年度計画の立案が遅れたが、まずはスタートを切ることができた。 組織面では、今年度「大学評価に関する規程」を一部改正し、より機能的な自己評価の実施体制を構築するために「実施部会」を設け、さらには大学評価委員会が全学的な観点から実施部会の自己評価を統括することとした。 今後、中期計画[2-1]の①に記載した内容通り、全部署で翌年度の年次計画が積み上がっていくことが初期の目的である。	新様式での事業年次計画は、各部署から滞りなく提出がされた。内部質保証のPDCAサイクルのPDの部分に関してはすでに実施され年度内に実績報告が行われ、次年度にむけた計画立案においてCAの部分を実施される予定である。
2016年度	年次計画内容		
	[2-1] 新様式に基づく自己評価結果を大学全体で集約し、内部質保証システムを機能させる上で改善点が必要な場合には柔軟に対応する。		

中期計画【計画3】(目標3に対応する計画)		達成度評価指標【指標3】	
[3-1] 根拠に基づいて、大学の諸活動を客観的に評価する取り組みを学内に浸透させることで、大学自らが評価・改善・改革を行うという仕組みの実質化を図る。 [3-2] 内部質保証の充実という観点から、第三者による「外部評価」のあり方を、有効性・現実性の両面から検討する。		① 外部評価導入検討報告書作成。	
2015年度	年次計画内容	計画実施状況	指標に基づく中期目標の達成状況
	[3-1] 2015年度より、事業計画立案及び事業実績報告の様式を変更し、年次計画の実施状況に基づいて中期目標の達成状況を指標に基づいて評価する形態に変更する。このことにより、大学自らが根拠に基づいて諸活動を評価し、改善・改革に取り組むという「内部質保証」システムを実質化する。	単年度の計画を中期目標・中期計画とリンクさせ、さらには指標を用いて達成度を評価することで年度ごとの進捗状況を把握できるようにした。	内部質保証システムの評価については、まだ行える段階にない。今後、年度ごとの達成状況推移を精査する必要がある。
	[3-2] 文系の近隣大学に対して外部評価の必要性や希望等をヒアリングし、協力体制を構築することが出来ないか試行する。	事務局で複数の近隣大学へ協力打診をした結果、それらの大学において外部評価の必要性は認識されているものの、実施にむけた積極的な回答は得られなかった。次年度以降、実施可能性の高	内部質保証システムを適切に機能させるための方策の一環としての外部評価導入検討報告書作成は未実施である。

10. 内部質保証

		<p>い外部評価方法を検討し、改めて協力依頼を行いたい。 例えば、毎年度実施している「事業計画の評価」を、3年に1度程度、双方で評価しあう方法など、双方の負担を軽減できる方法を検討する。</p>	
2016年度	年次計画内容		
	[3-1]	<p>① 各部署から提出された年次計画及び計画実施状況に基づき、大学自らが根拠に基づいて諸活動を評価し、改善・改革に取り組むという「内部質保証」システムが実質化されていることの客観的評価が可能な点検項目表を作成する。</p> <p>② 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」の交付に伴い、2017年度から義務化される「3つのポリシーの策定・公表」に関わる対応を行う。年度内に現行のポリシーの見直しを行う。</p>	
	[3-2]	<p>認証評価基準・方法等の改善のために改正された「細目省令」への対応を行う。特に、「評価の過程における高校や企業等の意見聴取」に関する認証評価機関の対応動向の情報収集を図る。並行して、実現可能性の高い外部評価方法を検討する。</p>	